

## FC 下川前橋 U15 活動規約

### 1. 【目的】

子どもたちの活動意欲を満たすとともに、スポーツを通じて社会性の向上や個性の伸長を図ることを目的とする。前橋市「適切な部活動の運営に関する方針」の趣旨を理解し、ただ単に勝利だけを目的とするのではなく、スポーツのもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じてスポーツに親しむ態度を育むことを目的とする。

### 2. 【名称】

「FC 下川前橋 U15」と称する。

### 3. 【構成員】

中学生の部員、保護者及び指導者にて構成する

入部、退部については、本人又は保護者の申し出により随時可能とする

### 4. 【役員】

- ・代表 …… クラブを代表する責任者
  - ・指導者（監督・コーチ） ……技術指導をはじめ練習計画の作成など、活動の全体指導を行う
  - ・監事・連絡責任者 ……クラブを監督する 活動場所や大会などの連絡調整
  - ・会計 ……クラブ活動に必要な会費の徴収や使用料の支払等会計業務を行う
- 役員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。

### 5. 【運営】

運営は、FC 下川前橋(JFA0164551)が行い次のスタッフを置く。

代表 1 名、監督 1 名、コーチ 1 名以上、会計 1 名

2. 毎年 4 月、10 月の保護者会にて活動報告を行う（書面承認や web 開催等の場合もある）  
諸問題が発生した場合には、臨時の保護者会を開催することがある
3. スタッフの職務、権限、任命、その他運営全ての事項について、構成員の過半数の同意をもって行うものとする

### 6. 【活動】

活動拠点は「前橋市立第七中学校、下川淵小学校、鶴光路公園」とする。

活動は、平日、土日 3 時間程度とする。

主な活動は別紙活動方針による

## 7.【会費】

会費は、ひとり月 2,000 円とし、半期ごとに 6 か月分を徴収する。

(2) 大会の遠征費や備品等の購入について必要な時は別途徴収する。

## 8.【傷害保険】

活動に携わる全員が「スポーツ安全保険」に加入する。保険料は、会費をもってそれに充てる。

(2) 活動中の事故やけが等補償については、スポーツ安全保険の範囲内とする。

## 9.【研修】

クラブの代表者・監督・コーチ及び保護者は、年間最低 1 回は自治体や協会、スポーツ少年団等が主催する指導者研修や自分たちで企画した研修会を受講し、暴力、暴言ハラスメントの防止、事故防止、救命救急等に対する知識・理解を高める。

## 10.【チーム活動】

チームに参加するに当たり、関係者との和を重んじると共に、チームとしての活動に協力する。

事故やけがに対しては、自己責任、自己管理にて対応する。

チーム SNS の投稿やサッカー協会等の SNS の投稿、情報発信について、チームの考えに委任する。

## 11.【その他】

本規約に記載されていないことについては、クラブ代表者が総会に諮って決定する。

## 12.

【附 則】本規約は、令和 7 年 1 月 1 日より施行する